

一時保育委託契約書

委託者\_\_\_\_\_（以下保護者という）と受託者フジキ保育室（以下保育所という）は、児童の保育に関して、次の各条項により契約を締結します。

第一条 保護者は保育所に対し、次の児童の保育を委託し、保育所はこれを受託します。

ふりがな （ \_\_\_\_\_ ）

児童氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日生

第二条 委託する日および時間

委託日：平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

委託時間：\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分～\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分

第三条 保育料、保育可能日時は下記の通りです。

一時保育料等	保育日時	母子通園の場合 保育料
1時間 ￥800 (延長1時間 ￥1200) 昼食代 ￥300 おやつ代 ￥150	月曜日～金曜日 9時分～17時	1時間 ￥500 昼食代 小￥300、大￥400 おやつ代 ￥150

保育料は保育終了時現金でお支払い下さい。領収書が必要な場合は申し出てください。

第四条 保育委託時間は必ず守って下さい。やむを得ぬ事情で時間に間に合わないときは必ず連絡を入れて下さい。延長保育料は1時間単位で加算されます。

第五条 保護者はいつでも保育所と相互に連絡が取れる状態にしておいて下さい。

第六条 児童の引き渡しおよび引き取りは、原則として保護者本人がこれに当たることとします。

第七条 健康保険被保険者証および乳児医療証のコピーを提出して下さい。

第八条 契約にあたり保護者は重要事項説明書の内容を理解したものとします。

第九条 この契約に関して疑義を生じたとき、または、この契約に定めない事項については、保護者と保育所が誠意をもって協議、解決することとします。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

委託者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

受託者 施設名 フジキ保育室  
所在地 東京都渋谷区笹塚2-29-4  
設置者 藤木隆宏